議会運営委員会記録

1 日 時 平成30年6月25日(月曜日)

開 会 午後1時19分

閉 会 午後1時45分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金厚有豊

副委員長 堀 江 かず代

委員 舎川智也

11 江 西 照 康

ル 東 篤

川 横野 昭

村家博

11

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議員上野蛍川木下章広川長上一彦川赤星ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島	静一
事務局次長	岡地	聡
参事(庶務課長)	金山	靖
議事調査課長	福原	武
議事調査課長代理	石黒	隆司
議事調查課議事係長	中山	崇
議事調査課調査係長	牧野	仁美
議事調査課主任	平野	冟

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いた します。

> 〔傍聴の申込み(2名)について諮る …許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に東委員、成 田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目の本委員会に付託されました請願の審査を行います。

平成30年分請願第5号「請願・陳情における意見陳述の制度化に向けた請願」を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文書表の概要について 説明させます。

事務局〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、本請願について御意見等はありませんか。

高田委員

請願・陳情における意見陳述の制度化について、昨年11月29日開催の議会改革検討調査会において話し合われた結果、現状どおりとすることが既に協議結果として出されております。

調査会の座長から議長に協議結果が報告され、その後の議会運営委員会において「議会改革検討調査会での決定を最終確認の上、これを尊重し、その協議結果を本市議会としての最終結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか」、「異議なし」ということが言われております。

また、この議会改革検討調査会では「不都合があればこの問題についても継続して考えていこう」という村石委員の意見もあったわけでありますが、その後、不都合なこともなく、委員会の中で参考人として意見を求める場もしっかりあるわけでありますので、この請願に対して私たちは賛成できないということでお願いしたいと思います。

委員長 社民党さんはどうですか。

東委員

私たちはこの請願の趣旨に賛同したいとい うふうに思っております。

有名なのは早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査ですが、この議会改革度調査ですが、このあった改造によると、回答のあった1、411議会中、33.8%の477議会ではの機会があり、でありまりにあるという記載があります。

あるいは、石川県加賀市を視察した際の報告では、意見聴取の場を設けたところ「陳情者がかわいそうに感じるほど質問が飛んだ」ということで、やはり議会と市民が直接意見を交ざり合わせることで、市民の議会に対する関心も高まりますし、議会の透明度が上がっていくというふうに思います。

委員長

そのほかに何か御意見等がありましたらお 願いします。

江西委員

私は議会改革検討調査会の副座長をしておりまして、このときの経過もよく認識して

おりますので補足させていただきたいと思 います。

請願理由の4行目に「明文化が見送られた」というふうに書いてあるのですが、これは明文化が見送られたのではなくて、先ほど高田委員からも言われましたけれども、本来、委員会として必要であれば呼び、必要でなければ呼ばないということですので、このような曖昧な状態で明文化が見送られたわけではないということが1点あります。

また、請願は紹介議員の制度を取っておりますので、全て一この請願に出てくるその後の問題については、紹介議員の皆さんが請願者に対して説明を怠っていることが原因である内容が多く記載されていると思いますので、この件について取り扱うことは趣旨に反するというふうに考えます。

堀江委員

まさに請願文書表の理由にも記載してあります平成29年11月の議会改革検討調査会での議論のとおり、参考人として意見陳述をすること自体が否定されていないという中で制度化するということについては必要ないと考えております。

また(1)において「意見陳述できる場合 とできない場合の基準が明確になっていな い」とありますが、必要と捉えるかどうかの判断は議会が行うものであると考えます。また、(2)において「意見陳述の組み立てができない」とありますが、できるかできないかは、当事者の取組み方次第であるとも思います。

あくまでも請願文の質を高めることが一番 のかなめではないかという観点から、意見 陳述の制度化は必要ないと捉えております。

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き、審査を続けます。 これより、平成30年分請願第5号の討論 に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、平成30年分請願第5号につい てお諮りいたします。 本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長挙手、少数であります。

よって、平成30年分請願第5号は不採択とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の 審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御 一任願いたいと思いますが、いかがでしょ うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長それでは、そのように取り計らいます。

次に、協議事項2番目、各会派で御検討を いただくことになっておりました、意見書 ・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました 結果を順次お聞かせください。

まず、1番目の「地域公共交通に対する支援の拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者は自民党さんですので、公明党さん

はいかがですか。

堀江委員

今まさに、地域公共交通は必要不可欠な社会基盤である中において、なかなか一交通事業者にとっては、努力にも限界があるということでございます。

また、国の支援や予算配分が十分でなく、 国の支援制度の拡充が望まれていることか ら、この意見書に賛成をするものでござい ます。

委員長

社民党さん、意見はありますか。

東委員

社民党もやはり地域公共交通は、富山市において非常に重要であると考えております。しかしながら、財源不足という問題がありますので、財源確保をしっかりと求めるためにもこの意見書に賛成をいたします。

委員長

それでは、全会一致でありますので、議運 として議員提出議案とすることに決定いた しました。

次に、2番目の「旧優生保護法による不妊 手術の被害者救済を求める意見書」につい て、御意見をお聞かせください。

提出者は公明党さんですので、自民党さん はいかがですか。 高田委員

全体的には賛成なのですが、ちょっと文言を直していただきたい箇所があります。 1行目の「旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を」となっていますが、旧優生保護法では知的障害や精神疾患ばかりでなく、ほかのいろいろな病名も出ているわけでありますので、「疾患等を」としてもらえればと思っております。

委員長

「等を」ということですね。

高田委員

「等を」―「など」です。

それと、上から5行目の「本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されている」―「いる」です。

記の1の「国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと」ということですが、報告されていることに対して実態調査を行うというのは、どうも整合性というか……。

記の1に記載するためにも、もう少しはっきりと一報告されているが、その実態はまだ解明されているとは言えないというような文言を入れられたら、記の1も、素直につながっていくと思います。

それと、本文の上から7行目の「人権上問題がある」いう部分の、人権上の問題につ

いて、もう少ししっかりとした明文化があれば、なおいいと思います。

それと、記の3の「全都道府県での相談窓口設置を行う」というところなのですが、各県では担当窓口は違うにしても、そういった窓口は、ほぼ設置されているということですので、この文言を少し検討していただきたいと思います。

また、「被害者に寄り添う対応」とありますが、この被害者に寄り添うというのはどういったことなのか、これについても、もう少し具体的な文言があれば、なお充実した意見書になるのではないかと思います。 賛成は賛成なのですが。

東委員

社民党もこの意見書には、概ね賛成です。 今、自民党さんからも文言の若干の修正と いうことがございました。

例えば、相談窓口の設置に関してもいろいろ振られてきているということで、ここら辺の文言を変えるなどしていただければ、 大筋としてはこれで賛同いたします。

委員長

今ほど社民党さんが言われたように、自民 党さんと相談して文言を変えたものに関し ては概ねオーケーだというふうに解釈して よろしいですね。

東委員

変える内容は公明党さんとも当然すり合わせてということです。

堀江委員

自民党、社民党と文言調整等をさせていた だいて、ぜひ議員提出議案として出させて いただきたいと思います。 よろしくお願いします。

委員長

全会一致でありますので、議運として議員 提出議案とすることに決定いたしました。 次に、3番目の「地域材の利用拡大推進を 求める意見書」について、御意見をお聞か せください。

提出者は公明党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田委員

結論から言いますと、調査研究ということ であります。

記の3に書いてありますCLT(直交集成板)は本当にこれからも必要だとは思っておりますが、記の5にあります「木材加工流通施設を整備するとともに」というところでは、これは誰が整備をするのか一国がするべきものなのか、やはり業者がしっかりとしていくべきものではないかという思

いもあります。

同じく記の5にあります「木質バイオマス 利用促進」ですが、木質バイオマスは現状 としては大変一なかなか厳しい中で、これ から研究がもっともっと必要ではないかと いう立場から、調査研究ということでお願 いしたいと思います。

委員長 社民党さんはいかがですか。

東委員 新たな森林管理システム―これは通称、森 林バンクと言われているものだと思います が、そういうことも含めて、しっかりとや っていかなくてはならないという立場から、 社民党としてはこの意見書に賛成をいたし ます。

委員長 全会一致でありませんので、議運としては 議員提出議案として取り扱わないことに決 定いたしました。

次に、4番目の「日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書」 について、御意見をお聞かせください。 提出者は公明党さんですので、自民党さん はいかがですか。

高田委員 日本年金機構では、既にいろいろなレポー

トや報告などをきちんと出されております し、見直しについてもこういうふうに図っ ていくと、きちんと書かれた書類も出てい るわけですので、あえて今これを出す必要 はないということで反対であります。

委員長

社民党さんはいかがですか。

東委員

内容については概ね同意はしますけれども、 日本年金機構は、既に国の直轄機関ではないのですが、これ以外の問題も起きたとい うことに関しては、やはり従来からの国の 責任ということもあります。

記の4として「そのための予算について、 国が責任を持って措置をすること」という ことを書き加えた上で賛同をいたします。

委員長

全会一致でありませんので、議運としては 議員提出議案として取り扱わないことに決 定いたしました。

次に、5番目の「「カジノリゾート整備法 案」の廃案とともに、「カジノリゾート推 進法」の廃止を求める意見書」について、 御意見をお聞かせください。

提出者は社民党さんですので、まず、自民 党さんはいかがですか。 高田委員

これについては、申し述べたいことはたく さんありますが、時間の都合もありますか ら……。

今まさしく国会のほうでこのIR法案を審議されているわけで、やはり話合いというか、討論の中でまだまだ詰めなければならないことが多々あるかと思います。しっかりと伝わっていない情報もまだあるわけです。

このIR法案につきましては、いろいろな 捉え方がありますが、やはりこれからの日 本の将来において、こういう観光などのイ ンバウンド、経済、地域の文化といったこ とも含めた、このようなリゾート施設的な 発想というのは、日本の文化や自然、食な どを発信していくには大変意義のあること だと思っておりますので、この意見書につ いては反対であります。

委員長 公明党さんはいかがですか。

堀江委員

このカジノリゾート整備法は、ことし4月 に閣議決定されたものでございます。 カジノリゾート推進法の廃止も求めるとい うことでございますが、そういった流れの 中で今、大変厳しい規制をかけております。 公明党としても、刑法との整合性はどうな のか、またIR区域の数については上限をきちんと法定化する、あるいは入場規制も導入する、依存症患者への対策もきちんと行うといった中で、これはぜひ国民的議論を尽くしながら詰めていきたいと思っております。

したがいまして、「「カジノリゾート整備 法案」の廃案とともに「カジノリゾート推 進法」の廃止を求める意見書」には反対で ございます。

委員長

全会一致でありませんので、議運としては 議員提出議案として取り扱わないことに決 定いたしました。

次に、6番目の「安倍政権の疑惑・不祥事 に対する真相究明及び責任追及を求める意 見書」について、御意見をお聞かせくださ い。

提出者は社民党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田委員

この件につきましても、今、国会のほうで 審議が行われている最中でございますので、 この意見書については反対であります。

委員長 公明党さんはいかがですか。

堀江委員

その追跡心や真相究明は大事なことでありますが、文中にあります「政権の末期症状」 という観点から反対をいたします。

委員長

全会一致でありませんので、議運としては 議員提出議案として取り扱わないことに決 定いたしました。

次に、7番目の「主要農作物種子法の復活等を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

自民党さんはいかがですか。

高田委員

この件につきましても、もともと復活ということは自民党では考えていないことであります。

また、個々の種子に関する措置につきましては、県が条例などによってしっかり対応 していくということもありますので、この 意見書については反対であります。

委員長 公明党さんはいかがですか。

堀江委員

県が早ければ9月定例会で条例制定案を出 されるということでございます。

あくまでも県内の生産者が安心して種もみの生産を続けられるようにということで、 条例制定に向けての協議等を進めてまいり たいと思いますので、復活はないという立 場で反対をいたします。

委員長 社民党さんはいかがですか。

東委員 種子法に関しまして、やはり日本の農業に 大事な主要農産物の種子が廃れていくとい うことが大変懸念されます。

それによって大手外国資本が種子生産にかかわるということで、種子価格の高騰ということも懸念されますので、この意見書には賛成をいたします。

委員長 全会一致でありませんので、議運としては 議員提出議案として取り扱わないことに決 定いたしました。

> それでは、ここまでの協議内容について、 事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、その前に1つ確認させていただきます。

2番目の旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書につきましては、 文言を訂正した上で全会一致ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について確 認をさせていただきます。

> 全会一致となったのは、1番、2番でござ います。

> 全会一致とならなかったのは、3番から7 番でございます。

> 全会一致のものにつきましては、議会運営 委員の中から御提案いただいておりますの で、提案者を発表させていただきます。

> 1番目「地域公共交通に対する支援の拡充 を求める意見書」につきましては、議員提 出議案第8号として舎川委員から提案をお 願いします。

> 次に、2番目の「旧優生保護法による不妊 手術の被害者救済を求める意見書」につき ましては、議員提出議案第9号として堀江 副委員長から提案をお願いいたします。 以上でございます。

委員長

ただいまの説明のとおりでよろしいでしょ うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。 以上で、本日の協議事項は終了いたしまし た。

次回の議会運営委員会は、先に御案内しましたとおり、今定例会最終日前日の6月28日(木)午前10時開催の各派代表者会議終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平 成 3 O 年 6 月 定 例 会 (平成30年6月25日) 議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委員長 金厚有豊

署名委員 東 篤

署名委員 成 田 光 雄